

森林経営計画作成の手引き
(属地計画)
Ver.5

平成27年1月

山口県森林企画課

目 次

I	属地計画と属人計画について……………	3
	1. 属地計画	
	2. 属人計画	
	3. 計画間の関係	
	4. その他	
II	計画対象森林の設定について……………	5
	1. 林班計画における1／2面積基準の対象からの除外	
	2. 林班計画における森林の「所有者不確知」による除外	
	3. 林班計画で経営受委託契約又は共同作成を拒絶する場合の除外	
III	一体整備相当森林の範囲の設定について……………	13
	1. 一体整備相当の基準と範囲設定	
	2. 「やまぐち森林情報公開システム(業務用)」による林班計画の範囲設定の検討	
IV	森林経営の委託契約について……………	20
	1. 森林経営の委託契約の考え方	
	2. 契約書雛形とその取り扱い	
	3. 森林経営計画委託契約書の印紙税の取り扱い	
V	森林経営計画の施業の実施に関する基準について……………	29
	1. 施業別実施基準	
	2. 施業別実施基準一覧表	
	3. 複層林施業を推進すべき森林における伐区の形状	
VI	森林経営計画の間伐対象森林について……………	32
	1. 間伐実施基準	
	2. 森林経営計画の間伐量の算出	

VII	森林経営計画の伐採対象森林(主伐)について……………	51
	1. 伐採実施基準	
	2. 主伐量の算出	
VIII	計画書の作成について……………	58
	1. 計画書様式とその取り扱い	
	2. 森林経営計画書へ添付する書類	
	3. 森林経営計画の図示化	
IX	森林経営計画の変更について……………	72
	1. 変更手続きについて	
	2. 変更内容	
X	森林経営計画に関するQ&A……………	73

「森林経営計画作成の手引き」利用にあたっての留意点

この手引きは、平成24年11月に作成しましたVer4の内容を、平成26年4月制度改正に合わせ再編集し、Ver5として改訂したものです。

今後、その内容が変更又は追加された場合、この手引きについても適宜改訂することとしているので留意してください。

森林経営計画の作成に関する不明点等については、各農林事務所森林部、森林企画課林業企画班にお問い合わせください。

I 属地計画と属人計画について

1. 属地計画

(1) 林班計画

地形などの自然的条件からみた一体整備相当森林について、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が単独又は共同で作成する計画。

重要!

【林班又は連たんする複数林班の2分の1以上の面積の計画参加が必要】

- ・対象林班内に存する所有森林及び経営の委託を受けた森林は全て計画に参加させる必要があります。(天然林含む。)
- ・ただし、経営委託契約により作成する場合は、所有森林の一部だけを委託することにすれば、それ以外の森林を計画の対象としないこともできます。

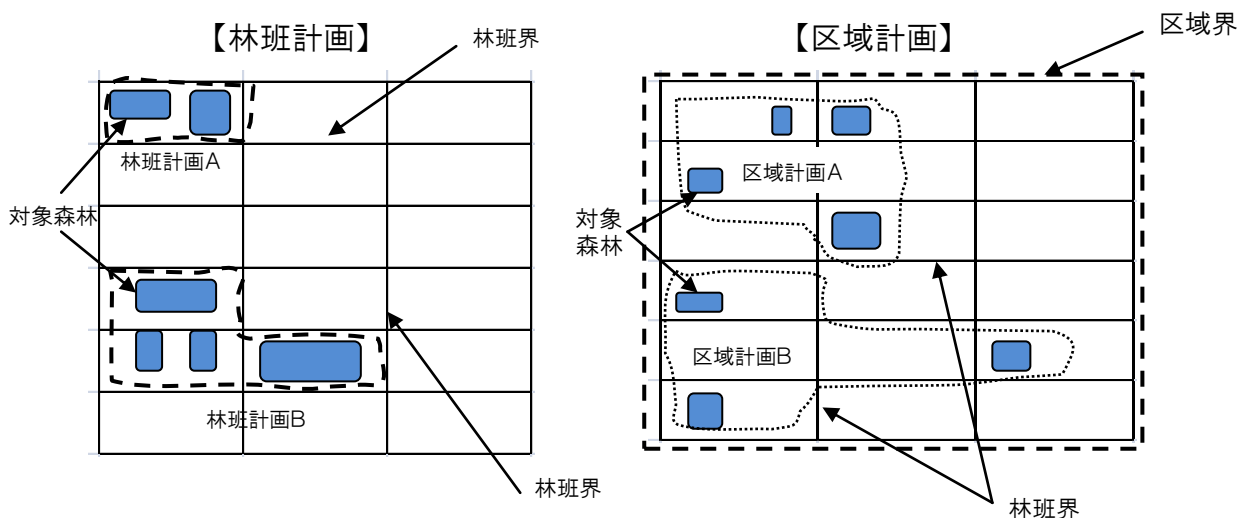
(2) 区域計画

市町村森林整備計画において定められる地域の実態に即した一定の区域内で、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が単独又は共同で作成する計画。

重要!

【30ha(人天別は問わない)以上の面積の計画参加が必要】

- ・対象区域内に存する所有森林及び経営の委託を受けた森林は全て計画に参加させる必要があります。(天然林含む。)
- ・ただし、経営委託契約により作成する場合は、所有森林の一部だけを委託することにすれば、それ以外の森林を計画の対象としないこともできます。
- ・区域内では、複数の認定請求者が各々計画を作成できますが、他の区域計画の対象森林との重複はできません。
- ・計画作成後においても、区域内の他計画と、共同等により一つの計画となるよう努めるなど、区域内の充足率を高めていくことが重要です。



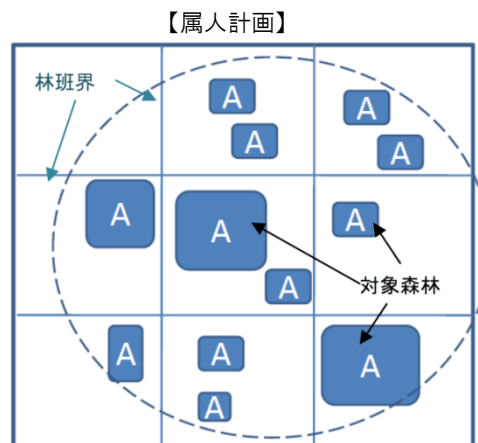
2. 属人計画

大規模森林所有者が現に持続的な森林経営を行っている場合に、自ら所有又は森林経営を受託している森林全てについて単独で作成する計画。

【所有森林が100ヘクタール以上の面積規模要件を満たしていることが必要】

重要!

・一森林所有者が複数の属人計画を作成することはできません。



→単一の経営主体が自ら所有し、及び森林経営を受託している一体として整備することを相当とする森林

3. 計画間の関係

- ・ 林班計画は、認定請求者の自主的変更により、区域計画への移行が可能です。（逆も可）
- ・ 林班計画の対象森林は、属人計画又は区域計画の対象森林との重複が可能です。ただし、認定請求者は計画書等において重複する森林を明らかにすることが必要です。なお、この重複計画については、計画実行監理上の負担が増すこと等の理由から、これらを踏まえた十分な検討を行い、慎重な対応が必要です。
- ・ 属人計画及び区域計画作成者は、林班計画の作成者から既存の計画に加わるよう申し出があった場合は、林班計画に参加しなければいけません。（ただし、参加可能となるのは、既に認定を受けた計画に限られます。）

4. その他

- ・ 一旦認定された計画（計画の種類は問わない）は、原則として、計画期間満了まで継続し、新たに計画を立て直すことはできません。（林班計画から区域計画への移行は可能）
- ・ 林班計画認定請求者は、同一区域内で複数の林班計画を作成することが可能です。

Ⅱ 計画対象森林の設定について

1. 林班計画における1/2面積基準の対象からの除外

(1) 除外できる森林の要件

林班計画を作成する場合、「林班又は連たんする複数林班の2分の1以上の面積」の基準の対象とならない森林は、次のいずれかに該当する森林とされています。

- ① 当該森林の土地が湿地であることその他その土地における立木の更新が著しく困難であると認められること。【更新困難地】
- ② 森林経営計画の期間内において当該森林が立木の生育に供されなくなることが明らかであると認められること。【開発予定地】
- ③ ①又は②に掲げるもののほか、当該森林において持続的な森林の経営を行うことが困難又は不適當であるものと認められること。

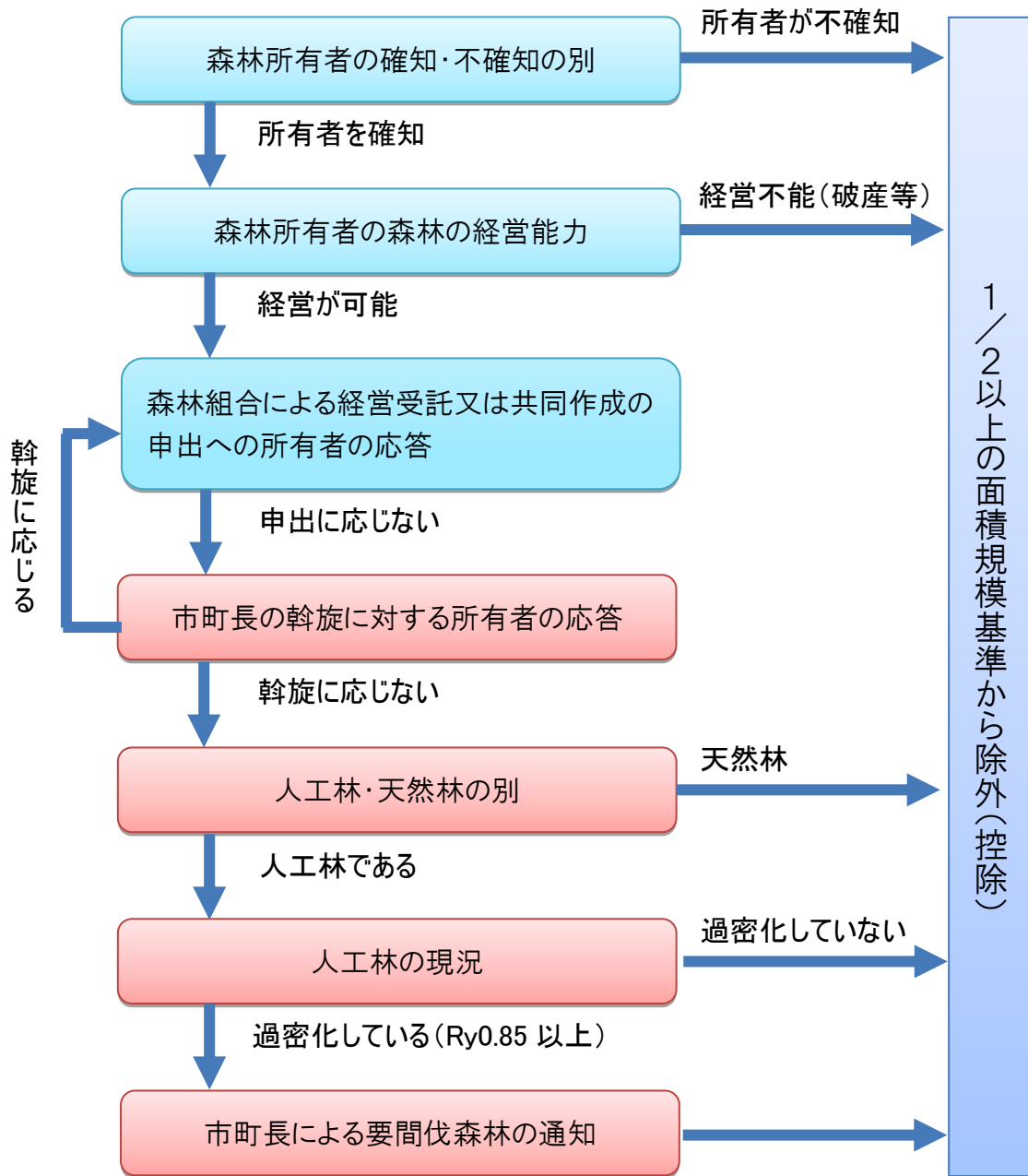
重要!

このうち、③の「持続的な森林の経営を行うことが困難又は不適當」な森林として、次のケースについては除外(控除)できるとしています。

- ア) 森林所有者の所在が不明(所有者不確知)である森林
- イ) 森林所有者の破産などにより森林経営が困難な森林
- ウ) 森林経営の受託又は共同作成を拒否し、市町長のあっせんにも応じない森林所有者が所有する森林
- エ) 他の森林所有者が作成する既存の区域計画又は、属人計画の対象森林で、経営の方針等が一致しない森林。

いずれのケースも、これを適用して除外(控除)した場合は、除外に至った経緯や、除外理由に該当する旨の客観的な証拠等を記録・保管し、森林経営計画の認定請求時にきちんと説明できることが必要です。

(2) 除外する場合の手順



2. 林班計画における森林の「所有者不確知」による除外


(1) 所有者不確知の判定基準


対象森林のうち、所有者が不確知であるかの判定は森林経営計画の作成者が自主的に行い、市町長が森林経営計画の認定時に審査することになります。

不確知の判定は対象森林によって様々なケースが想定されることから、山口県では、次の基準を参考にして、作成者が自主的に判定することとします。

【所有者不確知判定の参考基準】

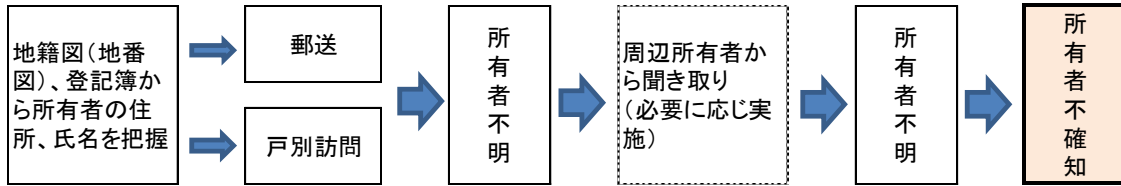
森林組合が保有する所有者情報(組合員名簿, 過去の補助金履歴等)から所有者が見つからない場合であって、次に該当する場合は不確知と判断します。

- ① 登記簿、森林簿に記載してある所有者情報から、郵送、個別訪問等により合意形成に努めたが、宛名不明による返送、所有者情報の相違により所有者が特定できない場合。
- ② 隣接所有者が不明であることから、境界が明確化出来ない場合、また、地籍調査が実施されているが、筆界未定地となっている場合。 
- ③ 相続権者、共有林等、複数の所有者が存在する森林のうち、一部の所有者が不明な場合。

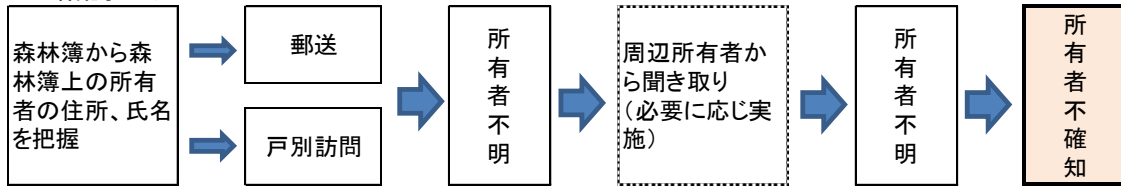
 森林経営計画は森林簿情報により作成が可能となっているため、境界又は森林の所在を明確にできなくとも、森林所有者の合意が得られる場合は、計画対象森林とすることができます。

(2) 所有者不確知の判定の流れ

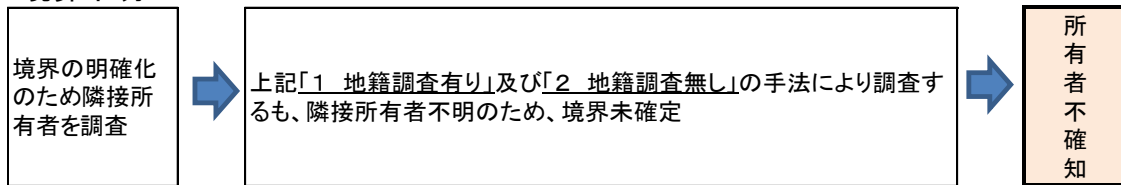
1 地籍調査有り



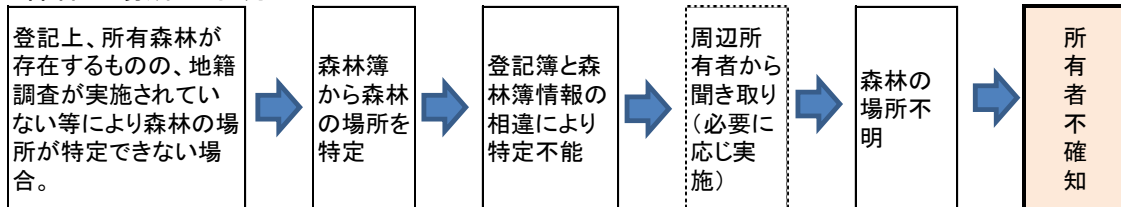
2 地籍調査無し



3 境界不明



4 森林の場所が不明



5 その他

共有林等のうち、全員の同意が必要とする場合であって、一部の森林所有者が不明な場合はケースにより所有者不明とすることもできます。



森林組合が保有する所有者情報(組合員名簿、過去の施業履歴等)から所有者が不明である場合、上記の確認行為を経ても所有者が不明の場合は、所有者不確知と判定します。

従来から所有者不明として取り扱っていたケースでも、あらためて上記の確認行為を実施することが必要です。

なお、所有者不明と判定した場合は、確認の経緯、判定の根拠等を記載した判定記録を必ず作成し、保管してください。

※P9 森林経営計画(林班計画)計画対象森林判定記録表を参考に作成してください。

(3) やまぐち森林情報公開システム(業務用)による所有者情報の把握方法

■地籍調査実施済みの場合 ⇒ 登記簿情報から所有者を把握

The screenshot shows the 'Forest Plot Map' (森林地番図) interface. The left sidebar has 'Forest Plot Map' (森林地番図) checked. A blue callout box labeled '① 森林地番図を☑' points to this checkbox. Another callout '② 森林地番図を選択' points to a selected plot on the map. A third callout '③ 選択キーをクリック' points to a toolbar icon. A fourth callout '④ 検索する地番図をクリック' points to a specific plot. The right sidebar shows registration information for the selected plot.

OBJECTID	1594090
簿番	201009380
市町村ID	201
市町村	下関市
大字	小月町
字	
表示地番	
地番	
地目	山林
地積	16386
所有者住_5	
所有者_5	
所有者_1	
所有者_1	
所有者_2	
所有者_3	
所有者_3	
所有者_4	
所有者_4	
所有者_5	
所有者_5	
所有権放棄	1
権利区分_1	
権利名_1	
目的_1	
存続期間_1	
権利者住_1	
権利者名_1	

指定した地番図の登記簿情報が表示されます

■地籍調査未実施の場合 ⇒ 森林簿情報から所有者を把握

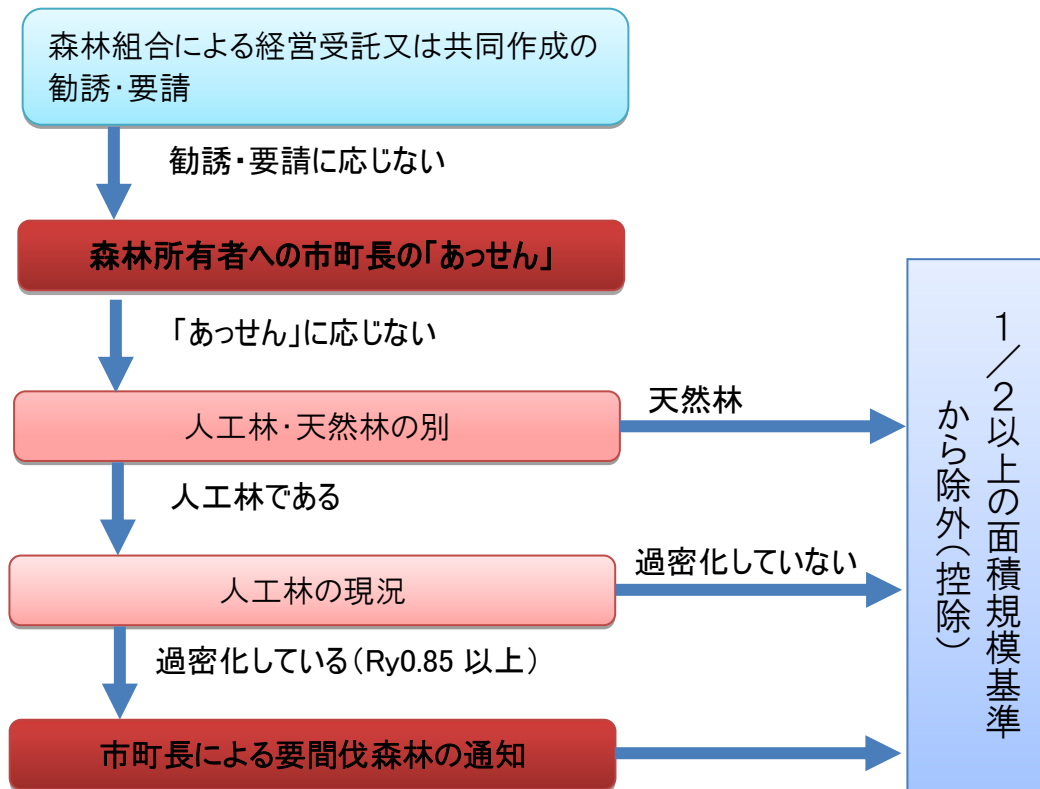
The screenshot shows the 'Forest Plot Map' (森林地番図) interface. The left sidebar has 'Small Plot' (小班) checked. A blue callout box labeled '① 小班を選択' points to this checkbox. Another callout '② 選択キーをクリック' points to a toolbar icon. A third callout '③ 検索する小班をクリック' points to a selected plot on the map. The right sidebar shows forest register information for the selected plot.

計画区名	豊田計画区
森林事務所名	下関農林事務所
市町村ID	201
市町村	下関市
林班	1165
林班	A
小班	12
枚数	0
地区	
氏名	
氏名漢字	
所有者市町村ID	201
所有者市町村	下関市
所有者大字ID	114
所有者大字	小月
所有者地番	
大字ID	114
大字	小月
字	
地番	
筆数	3
面積	1.72
施業方法ID	C
施業方法	天然生林
樹種面積1	1.72
林種1ID	1
林種1	天然林
樹種1ID	29
樹種1	その他広葉樹
原文歩合1	0
林歩1	70
歩合1	1.4

指定した小班的の森林簿情報が表示されます

3. 林班計画で経営受委託契約又は共同作成を拒絶する場合の除外

森林組合による森林経営の受委託契約、または、森林経営計画の共同作成の勧誘・要請等の働きかけに森林所有者が応じない場合、市町が森林所有者に対する「あっせん」を行った上で、それでも拒絶する場合には、次のフローにより「林班又は連たんする複数林班の2分の1以上の面積」の基準から除外(控除)することができます。



重要!

市町に「あっせん」を要請する場合は、次の点に留意して市町と協議する必要があります。

- ① 森林経営計画は「森林の多面的機能の十全な発揮に資する持続的な森林経営を確立」することを目的とするものであることから、対象区域内に勧誘・要請に応じない森林所有者が複数いる場合等は、「あっせん」の公平性に配慮する必要があること。
- ② 「あっせん」は、記録として残す必要があることから、文書で行うことが望ましいこと。
- ③ 「あっせん」に応じない人工林については、市町はその現況を把握し、過密化している場合は、市町村森林整備計画に基づき「要間伐森林」の通知を行うことが必要となること。
- ④ 通知後2年以内に施業を実施しない「要間伐森林」については、市町長による「施業実施の勧告」が必要となる場合があること。

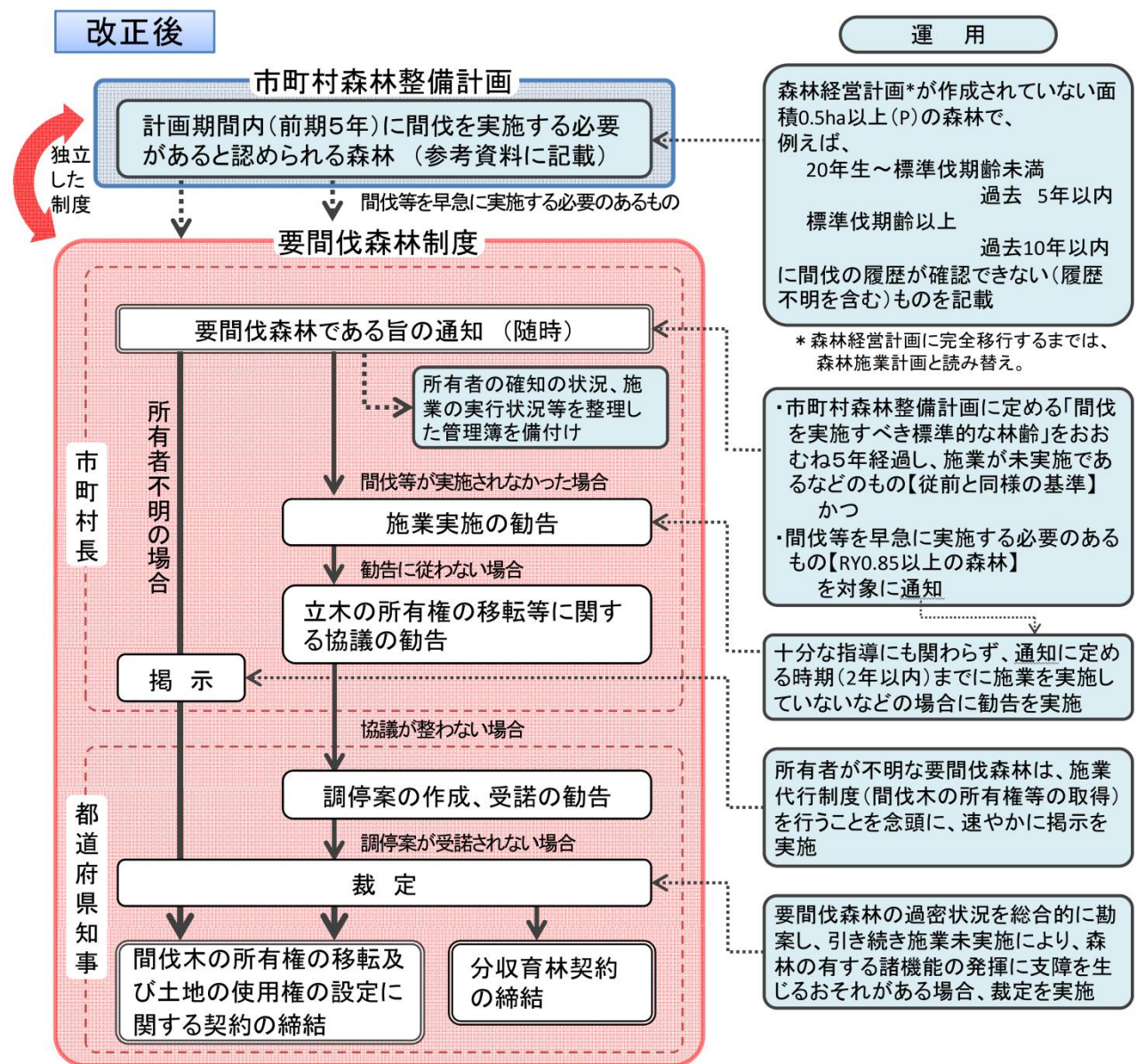
【参考①】 市町村長による斡旋の根拠

森林法 第191条第2項(農林水産大臣等の援助)

市町村は、森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供、助言又はあっせんを行うとともに、市町村森林整備計画の達成並びに森林経営計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

【参考②】 要間伐森林制度の運用について

森林法 第10条の10(施業の勧告等)



Ⅲ 一体整備相当森林の範囲の設定について

1. 一体整備相当の基準と範囲設定

森林法施行令による「一体として整備することを相当する森林」の基準と範囲設定については以下のとおりです。

(1) 属地的計画(林班計画及び区域計画)

【基準】「その森林の経営の規模が農林水産省令で定める規模以上であり、かつ、その森林が地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものであること。」

【範囲設定】

① 林班計画

林班計画を隣接する複数林班で作成する場合、作成対象森林が「一体として整備することを相当とする森林」であるかは、市町長が計画の認定時に判定することになります。

林班計画において、一体整備相当として隣接する複数林班の範囲をどこまで設定するかは、対象森林によって様々なケースが想定されることから、山口県では、次の考え方を参考にして、森林経営計画の作成者自らが施業を実施する場合の「一体性」を自主的に判断して設定し、市町長が認定時に個々のケースで判定することとします。

なお林班計画での複数林班の範囲は、一体整備相当の考え方と併せ、Ⅵで示す計画期間中に実施することになる間伐量とのバランスで設定することが重要なポイントになります。

【林班計画における一体整備相当森林の範囲設定の考え方】

- ① 路網が整備されているか、または、計画期間中に路網開設が予定されており、施業実施上の一体性があると認められる場合。
- ② 尾根や河川で分断されているが、公道を含む路網で関係・連結されており、施業実施上の一体性があると認められる場合。
- ③ 所有者の帰属意識や、森林施業計画作成の実績等から、一体整備の合理性が認められる、大字等の行政単位の範囲の場合。

② 区域計画

「一体として整備することを相当とする森林」であるかは、市町長が市町村森林整備計画において定めることになります。

(2) 属人計画

【基準】「その森林の経営の規模が農林水産省令で定める規模以上であり、かつ、その森林が森林の経営の規模及び実施の状況からみて同一の者により、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものであること。」

2. 「やまぐち森林情報公開システム(業務用)」による林班計画の範囲設定の検討

【ケース I】 隣接する林班の範囲設定

下関市小月地区をモデルに検討
(1163, 1164, 1165, 1166, 1167, 1168 林班)

人工林・天然林の分布状況を確認

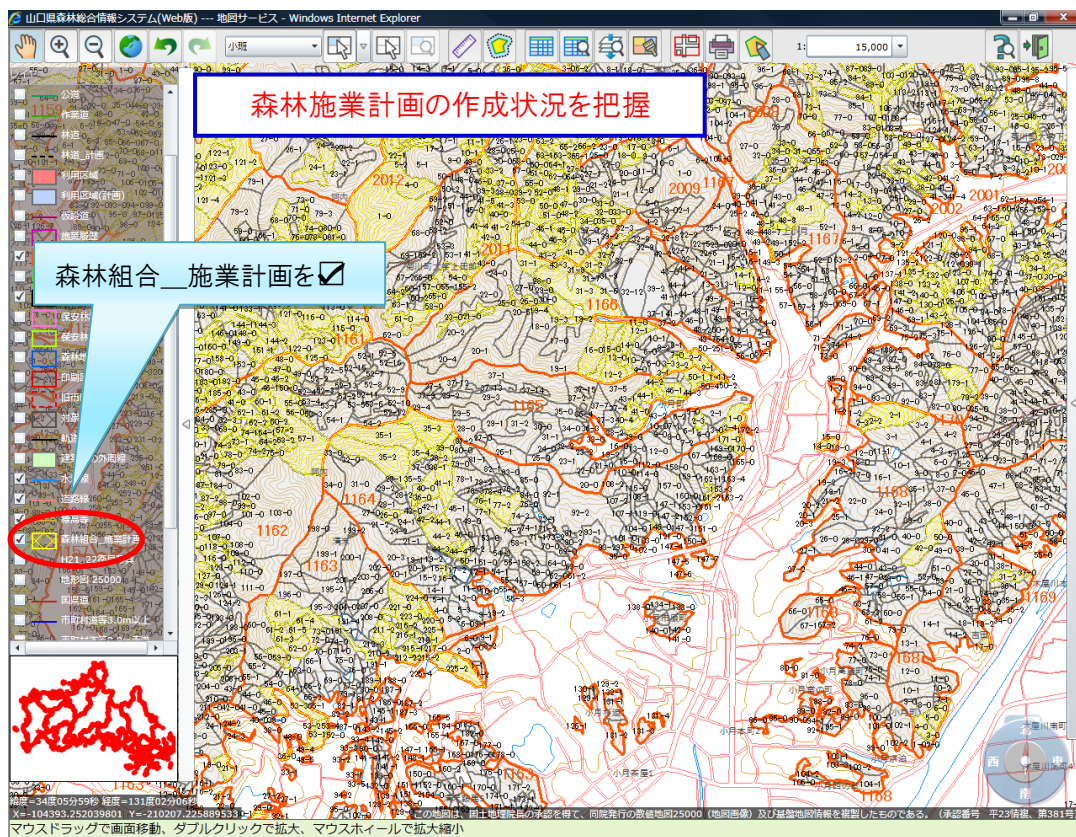
林種	凡例	件数
人工林	<input checked="" type="checkbox"/>	326
竹林	<input checked="" type="checkbox"/>	92
天然林	<input checked="" type="checkbox"/>	575

■ 範囲解析により人工林・天然林(竹林)の分布状況を把握

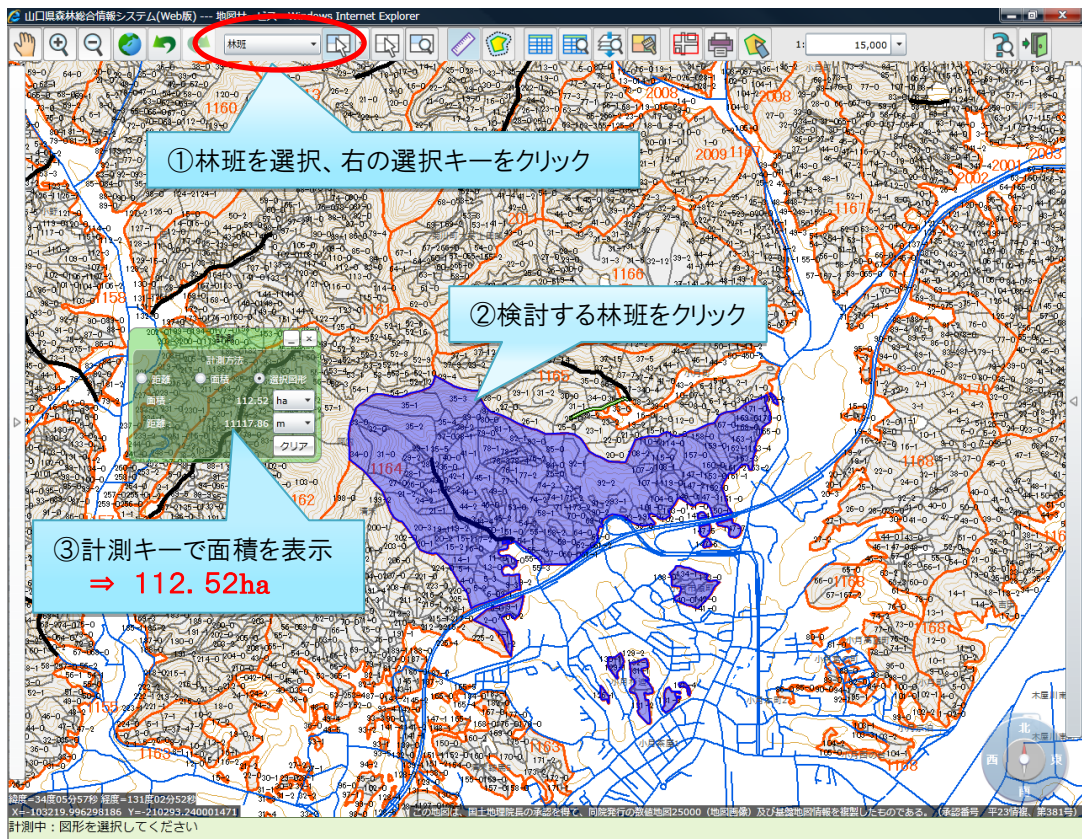
山口県森林総合情報システム(Web版) --- 地図サービス - Windows Internet Explorer

山口県森林総合情報システム(Web版) --- 地図サービス - Windows Internet Explorer

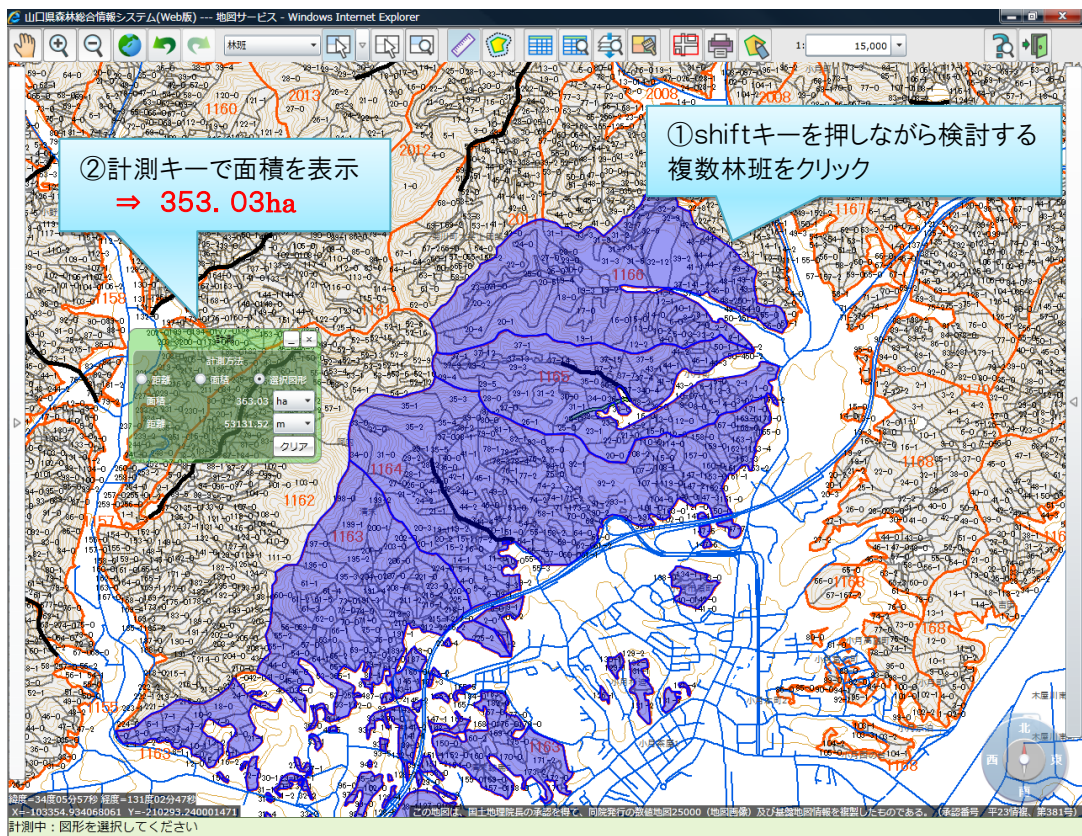
緯度 = 34度05分03秒 経度 = 131度02分35秒
X = 107508.727020751
マウスドラッグで画面移動、ダブルクリックで拡大、マウスホイールで拡大縮小



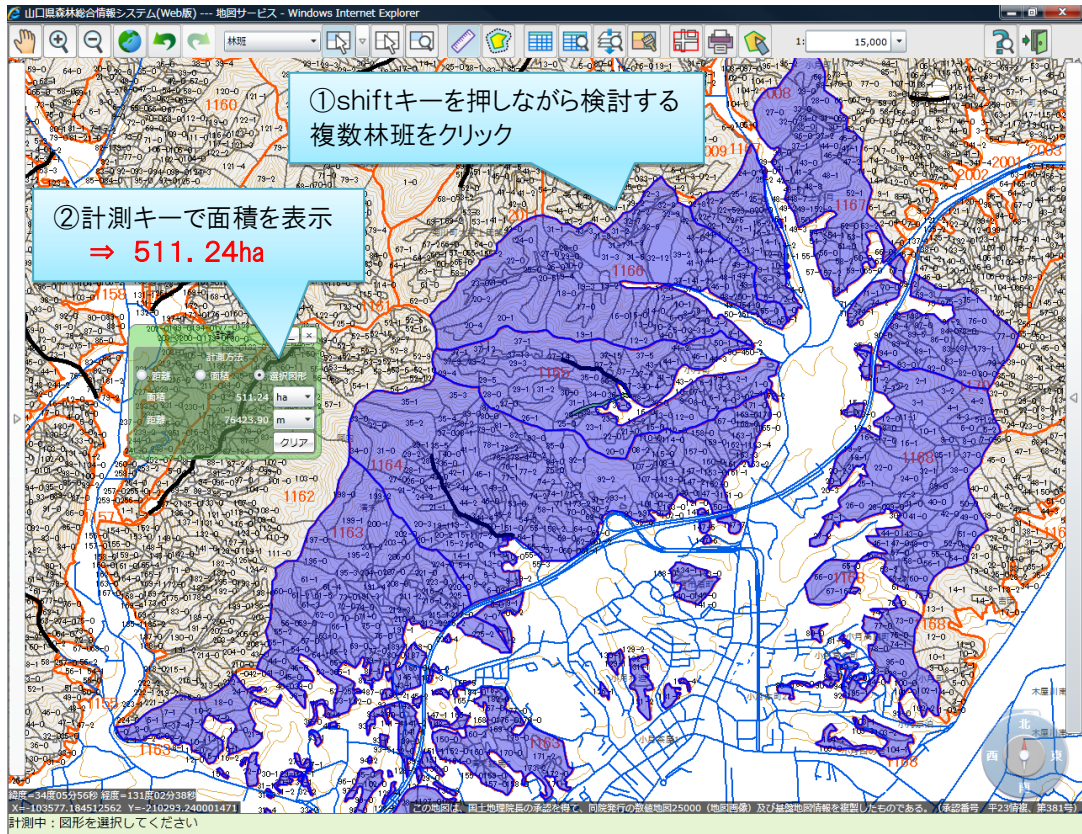
① 単独林班で作成 ⇒ 1164 林班



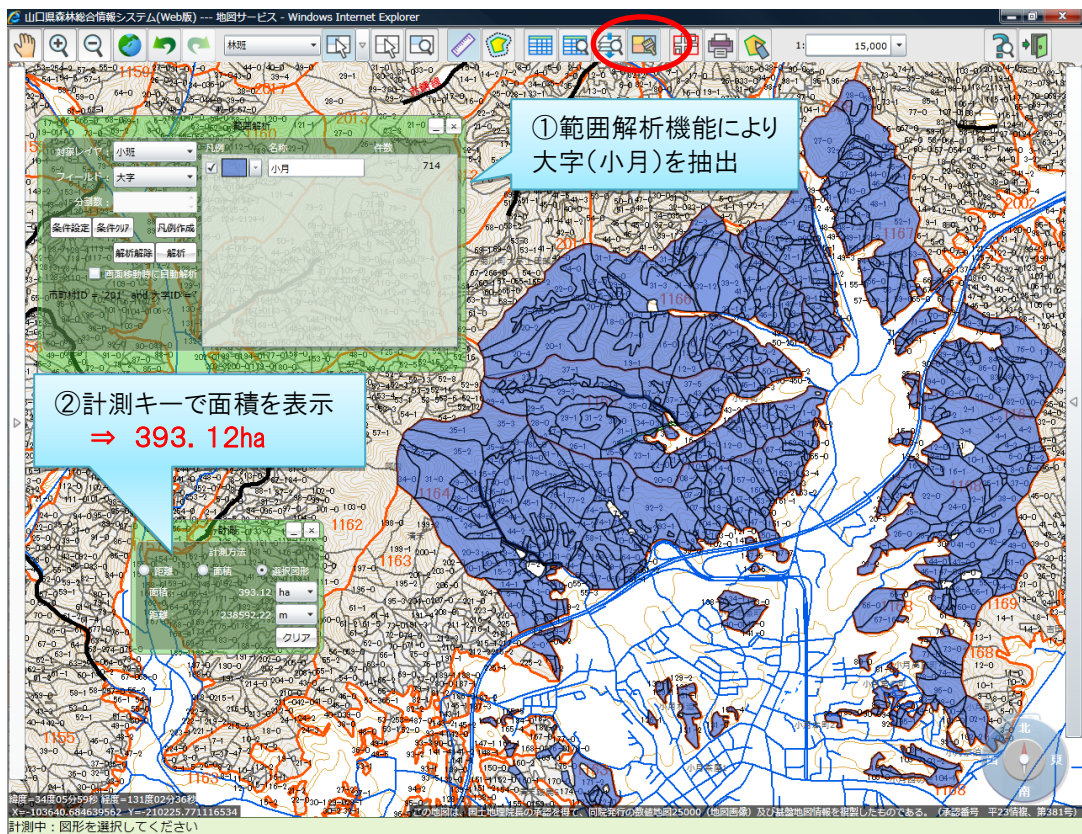
② 路網が連係する東向き斜面で作成 ⇒ 1163, 1164, 1165, 1166



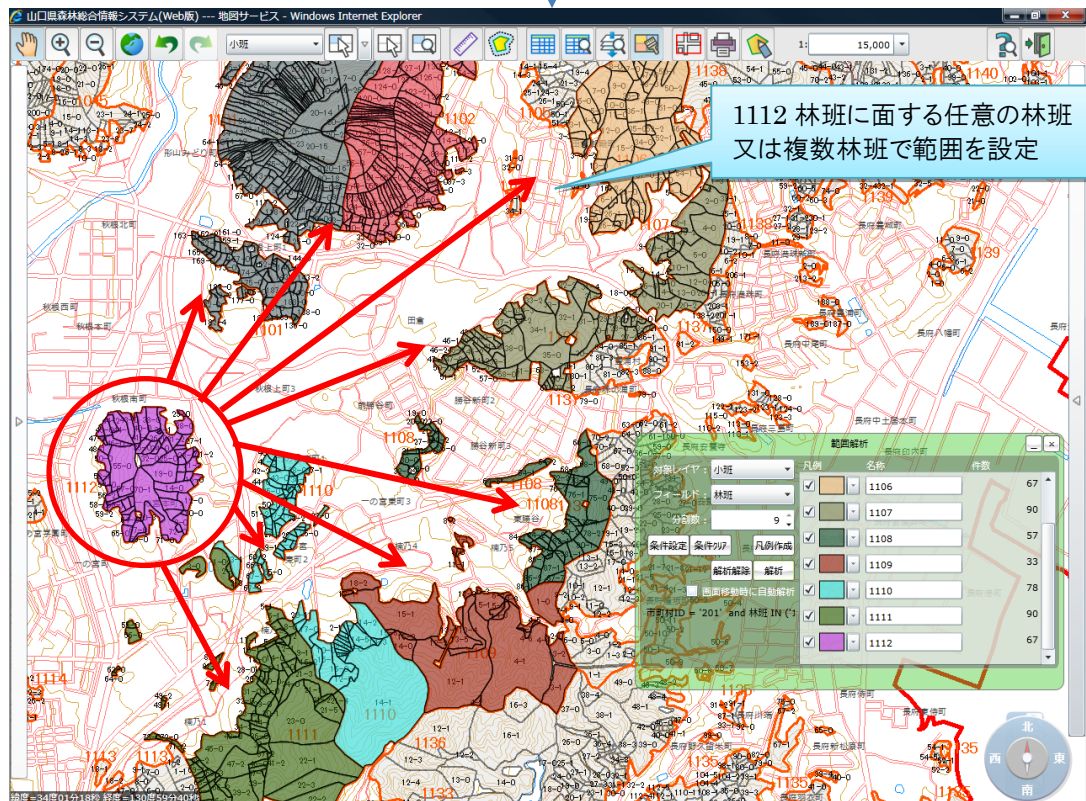
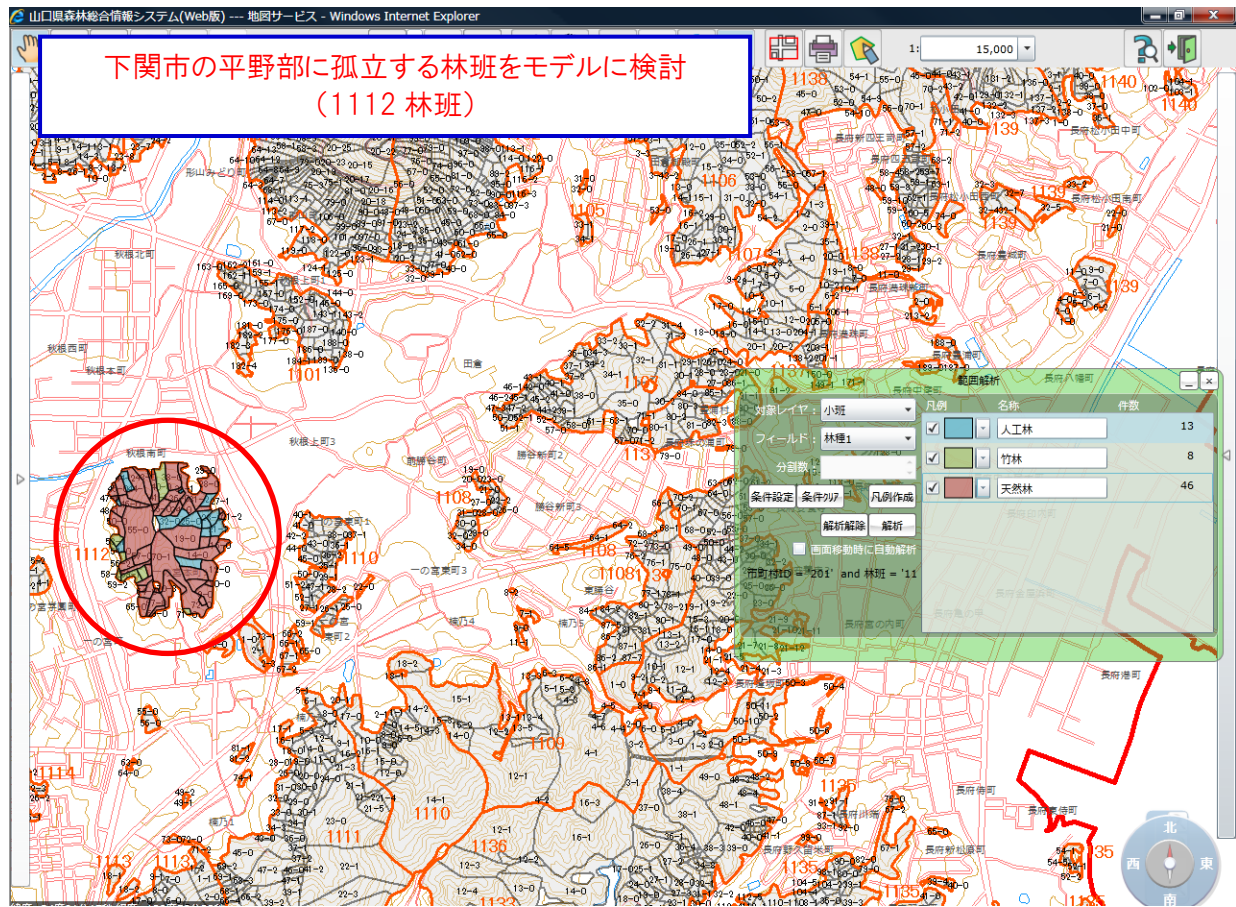
③ 路網が関係する向かい合った斜面で作成 ⇒ 1163, 1164, 1165, 1166, 1167, 1168



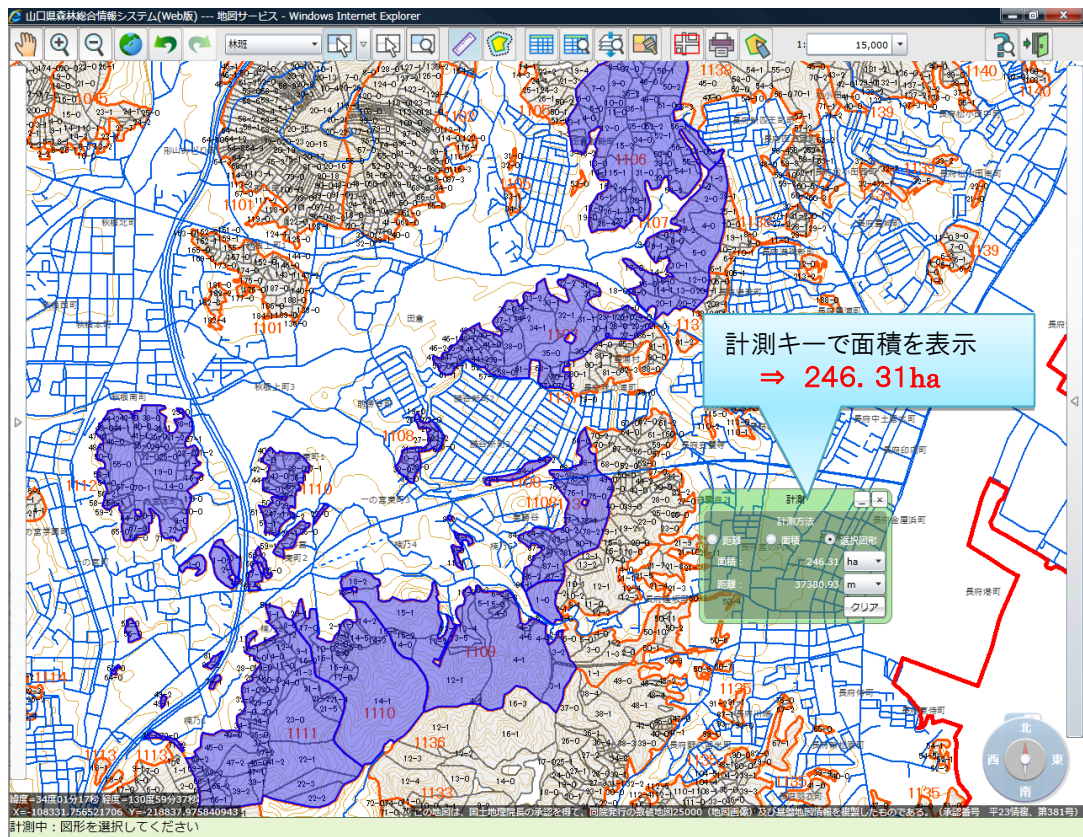
④ 大字単位で作成 ⇒ 1164, 1165, 1166, 1167, 1168



【ケースⅡ】 孤立林班の「連たん」の場合



➡ ① 公道の連係と併せて作成 ⇒ 1112+1106, 1107, 1108, 1109, 1110, 1111



重要!

林班計画の一体整備相当森林の範囲設定に当たっては、その範囲が「一体整備相当」であることの説明責任が伴うことになることから、疑義がある場合は、事前に市町・農林事務所に相談の上、一体整備相当とする根拠をきちんと整理・記録しておくことが必要です。

IV 森林経営の委託契約について

1. 森林経営の委託契約の考え方

森林経営計画の作成者は、自ら森林経営を行う森林所有者、又は森林所有者と森林経営委託契約を締結し、立木竹の育成等に関する権原の付与を受けて森林の経営を行う「森林所有者から森林の経営の委託を受けた者」に限定されました。

このため、森林組合が森林経営計画を作成するためには、森林所有者との間で「森林経営委託契約」を締結することが必要となります。


林野庁は、森林の経営の委託とは、5カ年間の計画期間内に、受託者である森林組合が自ら受託した森林の経営を行うことができることとし、

- ①造林、保育及び伐採に必要な「育成権原」が付与されていること
 - ②施業の実施に伴い伐採する立木の「処分権原」が付与されていること
 - ③当面の施業を必要としない森林に対する保護に関する事項を実施すること
 - ④森林の経営に必要な作業路網の設置及び維持管理に必要な権原が付与されていること
- を契約の要件としています。

2. 契約書雛形とその取り扱い

林野庁が示す森林経営委託契約書の雛形と、解釈等の注釈は次のとおりです。

既に契約している長期施業受委託契約書を変更契約により変更する場合、記載内容によって印紙税法上の「課税文書(第7号・継続的取引の基本となる委任契約書)」に該当すると判断される場合は、4,000 円の収入印紙の貼付が必要となるので、林野庁は、次の雛形のとおりに森林経営委託契約を新規に締結することを推奨しています。

 **この手引きの雛形のとおり**に契約書を作成した場合は、**非課税文書と判断するよう**、林野庁と国税庁の間で調整済です。

重要!

森林経営委託契約については、雛形に示す森林の経営及び森林経営計画の作成のために必須事項が全て記載されていれば、条文の表記の仕方や任意事項の記載等は契約の当事者に任せるとされていますが、雛形を一部でも改変した契約書を作成する場合は、必ず契約締結前に、その契約書が印紙税法上の課税文書に該当するかどうかについて、所轄の税務署に確認してください。

印紙税法上の課税文書に該当する契約書を作成したにも関わらず、契約書作成時に収入印紙を貼付しなかった場合、本来納付すべき額の3倍の額(自主的に税の未納を申告した場合は 1.1 倍の額)の過怠税を納付しなければならなくなるため、十分に注意してください。

契約書雛形案	解釈・留意点等
<p style="text-align: center;">森林経営委託契約書</p> <p>森林所有者〇〇ほか〇名（以下「甲」という。）と受託者〇〇森林組合（以下「乙」という。）は、甲が所有する森林の経営を目的として次の条項のとおり契約を締結する。</p> <p>（信義忠誠の義務）</p> <p>第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。</p> <p>（契約の対象とする森林）</p> <p>第2条 この契約の対象とする森林（以下「契約対象森林」という。）は、別紙1に表示する森林とする。なお、契約対象森林にある立木竹は、甲に帰属する。</p> <p>（契約の期間）</p> <p>第3条 この契約の契約期間（以下「委託期間」という。）は次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">平成〇〇年〇月〇日から 平成〇〇年〇月〇日まで</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【例】</p> <p>2 たゞし、委託期間終了の〇か月前までに、甲乙いずれか一方から相手方に対し、本契約を延長しないという旨の意思表示がない場合には、さらに〇年間更新されるものとし、以後も同様とする。</p> <p>3 契約を更新した際には、甲と乙が協議して委託事項を見直すものとする。</p> </div> <p>（委託事項）</p> <p>第4条 乙は、契約対象森林をその区域に含む市町村森林整備計画及び別紙2に示す森林の経営に当たっての特記事項に従い、契約対象森林に関する次の事項（以下「委託事項」という。）を実施するものとする。</p> <p>（1）立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施業を実施すること</p>	<p>← 契約書の名称は「森林経営委託契約書」とします。</p> <p>← 民法第1条第2項では、「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない」とされており、記載の有無に関わらず、契約の履行に当たって信忠義務を有すると解されることから、<u>この条項の記載は任意です。</u></p> <p>← この条項（別紙1を含む）は、森林所有者が森林組合に経営を委託する森林を定めるとともに、その森林の立木竹の所有権は、引き続き森林所有者に帰属することを定めるもので、<u>この条項の記載は必須です。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者は、所有森林の一部のみを委託することは可能です。 <p>← 委託期間については、作成する森林経営計画の計画期間（5年間）をカバーしていることを明らかにすることが必要であり、<u>この条項の記載は必須です。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間を10年間とするなど、5年間以上の期間とすることも可能です。 <p>← 左記のような自動更新の記載手法もあるので参考にしてください。 ※左記の表記をする場合は、<u>課税文書該当の可否について所轄税務署に確認してください。</u></p> <p>← <u>この条項の記載は必須です。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林法上、市町村森林整備計画が定める標準的な方法により施業を行うこととされており、これに基づいて委託事項を実施する場合は、別紙2は不要です。 ・市町村森林整備計画が定める方法以外による場合には、別紙2を作成・添付することになります。 ・天然林のみの契約で施業の計画がない場合は(1)を記載する必要はありません。

(2) 森林の保護等のため、以下に掲げる事項を実施すること

- ア 森林の現況把握
- イ 火災の予防及び消防
- ウ 盗伐、誤伐その他の加害行為の防止
- エ 有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止
- オ 甲以外の者が所有する森林との境界の巡視
- カ ア又はオを実施した結果異常を発見したときに行う必要な措置

2 前項第1号による伐採をした木竹の取扱いについては、甲と乙が別途協議して定めるものとする。

3 乙は、第1項第2号イからエまで若しくはカに掲げる事項を実施したときは、速やかに甲に報告するものとする。

(森林への立入り及び施設の利用等)

第5条 乙は、委託事項の実施のため必要があるときは、契約対象森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は契約対象森林内に設置された作業路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

2 乙は、委託事項の実施のため必要があるときは、契約対象森林内に作業路網その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(森林経営計画の作成及び実行)

第6条 乙は、委託事項を実施するために、契約対象森林について単独で又は他の森林所有者若しくは森林所有者から森林の経営の委託を受けた者と共同して森林法第11条に規定する森林経営計画を作成し、その認定(変更の認定を含む。)を受けるとともに、当該森林経営計画に従い、森林の経営を行うものとする。

←「森林の保護」の内容の全てを記載する必要はなく、森林組合が一般的に森林の保護のために行う取組を踏まえた内容でも構いません。
・森林所有者からの委託料が発生しない程度の内容でも構いません。

← 木竹の販売は「委託事項」に含まれないため、この条項の記載は任意です。
・委託契約による間伐等で発生した木竹の販売を森林組合に委託する場合、「森林の経営」の委託とは別に規定する必要がありますが、この雛形案では、その都度協議して定めることとしています。

←この条項は、森林組合が、異常の発生等を森林所有者に報告することを定めるものであり、記載することが望ましい条項です。
・この条項を記載する場合は、第4条第1項第2号として記載する内容に応じて変更してください

← 森林経営計画の作成者は、立木竹の育成だけでなく、施業の実施に必要な森林作業道を開設し、開設した森林作業道や既設の森林作業道などの作業路網等を維持管理することができなければなりません。
・この条項がない場合、森林経営計画の認定を受けるためには、作業路網等の整備について森林の土地の所有者の同意があったことを証する書面の提出が別途必要になります。
(森林法施行規則第11条第1項第3号)

2 前項において、森林経営計画の計画事項である「森林の経営に関する長期の方針」については、乙は、甲と協議してこれを作成するものとする。

(委託事項に関する実施状況の報告及び是正要求等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは何時でも乙に対し委託事項の実施状況及び経営状況について報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

2 甲は、委託事項の実施状況について、適切でないものがあると認めるときは、乙に対して是正を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の是正要求があったときは、誠実に対処し、その結果を甲に報告するものとする。

(費用の負担等)

第8条 契約対象森林について委託事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

(委託料の請求)

第9条 乙は、事業年次ごとに、委託事項の実施に要した費用（次項により補助金等を充当した場合にあっては、委託事項の実施に要した費用から当該補助金等の額を控除したもの）を委託料として、甲に請求するものとする。

2 乙は、委託事項の実施に当たり補助金等の交付を受けたときは、速やかに当該補助金等を前項の委託事項の実施に要した費用に充当するものとする。

3 甲は、乙から第1項の委託料の請求があったときは、乙に対して遅滞なくこれを支払うものとする。

(損害の填補等)

第10条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。

2 この契約に関して乙の責に帰すことのできない事由によって甲に不利益などが生じた場合は、甲乙協議の上、協力して解決に当たらなければならない。

3 乙が委託事項の実施その他この契約により属せられた権限に基づき行う行為に関し補助金等の交付を受けた場合であって、当

←森林の育成は、造林から主伐まで長期を要するものであり、森林の経営には森林所有者の意思が尊重されるべきものであることから、経営に関する長期の方針については、別途協議して定めることとしています。

←民法上、委任事務の処理状況を報告する義務を負っているところですが、この条項は、契約の適切な履行に資する観点から、記載することが望ましい条項です。

←民法上、委任契約の実施に要する費用は、委任者が負担することとされていますが、森林所有者との間で金銭関係について争いが生じることがないように、記載することが望ましい条項です。

←個々の委託事項を実施したその都度、委託料の請求・支払をすることもできますが、この雛形案では、事務の煩雑さや補助金交付の観点から、事業年次ごとに精算することとしています。

←森林組合が申請者(事業主体)として受領した補助金が委託事項の実施に要する経費に確実に充当されるよう定めています。

←森林組合が事業主体として補助金の交付を受けた場合、補助金の返還を命じられた場合には、森林組

該補助金等の返還を命じられたときは、その原因者が甲である場合には、甲が当該返還金額を負担するものとする。

(災害等による委託事項の不実施)

第 11 条 次の各号に掲げる場合において、委託事項を実施する予定の森林について当該委託事項を実施することが不可能又は不適当となったときは、乙は、当該委託事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- (1) 災害その他の原因により契約対象森林の全部又は一部が損壊したとき
- (2) 作業路網の損壊等により契約対象森林への到達が困難となったとき
- (3) 契約対象森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(債務不履行による契約の解除)

第 12 条 甲は、乙が正当な理由なく委託事項を履行せず（前条各号に掲げる場合において当該委託事項を実施することが不可能又は不適当となったときを除く。）、第 7 条の是正要求にも応じない場合は、1 か月を下らない期間の予告を行った上でこの契約を解除することができる。

2 乙は、甲が正当な理由を示さずに第 9 条第 1 項の委託料を支払わない場合は、1 か月を下らない期間の予告を行った上でこの契約を解除することができる。

(甲の届出)

第 13 条 甲及び甲の相続人又は受遺者は、次に掲げる事由が生じた場合には、遅滞なく乙に申し出るものとする。

- (1) 契約対象森林について権利の喪失があった場合
- (2) 甲が住所又は名称を変更した場合
- (3) 甲が死亡した場合
- (4) その他この契約の履行上重要な事項又はこの契約の履行が困難となる事情が生じた場合

2 前項第 3 号の定めに基づき前項の申し出があった場合において、甲の相続人又は受遺者から、第 3 条の契約期間における甲死亡後の残存期間において本契約を承継したい旨の申出があるときは、本契約はなおその効力を有するものとする。この場合

合が補助金等を返還する義務を負うこととなりますが、返還事由が森林所有者に起因する場合には、森林所有者が負担することを定めるもので、この条項の記載は必須です。

・この条項は、委託期間の終了後においても引き続き有効であると解されています。

◀ 森林組合が契約の履行義務を果たしていない場合であっても、契約不履行とは判断しない場合をあらかじめ定めておくものであり、記載することが望ましい条項です。

◀ 民法上、特約のない限り契約当事者の申出により、いつでも契約を解除することができるものとされていますが、一方の当事者の意思により契約が解除できるとした場合、森林の経営に悪影響が及ぶ恐れがあることから、特約を設け、特段の理由がない限り契約を解除できないようにするため、記載することが望ましい条項です。

◀ この条項は、契約の履行上重要な事態や、履行自体が困難となる事態生じた場合には、そのことを乙に申し出ることを義務づけているもので、記載することが望ましい条項です。

・民法上、契約の当事者が死亡した場合、特に定めがない限り委任契約は終了することになるため、森林経営計画の認定を受けている場合は、契約対象森林を除外する変更手続きが必要となります。

◀ 森林所有者が死亡し、その相続人等が税制特例の適用を受けることを希望する場合は、契約対象森林に係る森林経営計画の認定が継続されることが必要であるため、この条

において本契約中「甲」とあるのは「甲の相続人」又は「甲の受遺者」と読み替えるものとする。

(その他の事項)

第 14 条 この契約に定めのない事項を定め、又は契約事項を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 森林所有者 住所〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇〇〇番地
氏名又は名称 〇〇〇〇印
住所〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇〇〇番地
氏名又は名称 〇〇〇〇印

・・・(以下人数分)・・・

(乙) 受託者 住所〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇〇〇番地
氏名又は名称 〇〇〇〇印

項の記載は必須です。

← 契約の締結に当たり、事前に全てのことを定めることは困難であるほか、委託期間中に様々な状況の変化も見込まれることから、必要に応じてその都度協議して定めることとし、記載することが望ましい条項です。

← 委託契約の締結に当たっては、森林所有者(甲)が複数であっても構わないとされており、森林経営計画の作成予定単位ごとでの一括契約も可能です。

別紙1（第2条関係）

契 約 対 象 森 林

所在地		森林の所有者	森林の現況					備考
字・地番	林小班		面積（ha）	人・天別	樹種・林相	林齢	法令による規制等	

注：1 平成〇年〇月現在

2 契約対象森林（作業路網その他の施設を含む。）の所在は、別添の図面のとおりに。

← 必要に応じて図面を添付します。（必須ではありません。）

別紙2（第4条第1項関係）

森林の経営に当たっての特記事項

【記載留意事項】

委託事項の実施範囲などについて明示すべき事項がある場合に、下記の例のように適宜記載する。

【例】

- －「人工林については、おおむね〇〇齢級以上の森林を主伐の対象（候補）とする。」
- －「〇〇林班〇〇小班の人工林については、主伐の時期をおおむね〇〇年とするため、委託期間中は主伐の対象とせず、委託期間中におおむね〇〇%の間伐を実施する。」
- －「〇〇林班〇〇小班の天然林については、主伐の方法は択伐とし、主伐後の更新方法は天然更新とする。」
- －「〇〇林班〇〇小班の人工林については、帯状の伐採により育成複層林への移行を図る。」
- －「〇〇林班〇〇小班のヒノキ人工林については、枝打ちを実施する。」
- －「契約対象森林内の作業路網については、台風や大雨の後に点検を行い、必要に応じて補修を実施する。」
- －「〇〇林班〇〇小班の間伐の実施とあわせて、おおむね〇kmの森林作業道を開設する。」
- －「契約対象森林の現況把握については、年1回以上実施する。」

← 市町村森林整備計画が定める標準的な方法に基づいて委託事項を実施する場合は添付不要です。

重要!

3. 森林経営委託契約書の印紙税の取り扱い

- ① 委託事項に「伐採をした木竹の販売を実施すること」のような内容が記載された契約書は、印紙税法上の「営業者の間における売買の委託に関する2以上の取引を継続して行うため作成される契約書」(印紙税法別表第1第7号文書)に該当すると判断され、4,000 円の収入印紙を契約書に貼付しなければなりません。
- ② 「売買の委託」に係る契約書が課税文書に該当するのは、「営業者」の間において作成される契約書(印紙税法施行令第26条第1号)に限定されるので、「伐採をした木竹の販売を実施すること」のような内容を記載する場合、森林組合と組合員である個人の森林所有者は「営業者」に該当しないで非課税とされていますが、法人の森林所有者や非組合員の個人の森林所有者と契約を締結するような場合は、契約前にその契約書が課税文書に該当するかどうか所轄の税務署に確認してください。
- ③ 記載内容によっては、「売買の委託」ではなく、「売買に関する業務の委託を継続して委託するため作成される契約書」(同条第2号)に該当する課税文書と判断されることもあり、この場合は、契約の当事者が「営業者」であるなしにかかわらず 4,000 円の収入印紙が必要になります。
- ④ 平成13年改正の際の「森林施業委託契約書」の雛形案には、当初、「伐採した木竹のうち販売価格が搬出経費を上回ると見込まれるものを搬出し、その販売に必要な事務(販売代金の受領を含む。)を代行すること。また、立木竹の状態の販売するものについて、その販売に必要な事務(販売代金の受領を含む。)を代行すること。」という条項を記載していましたが、これに対して国税庁からは、「売買に関する業務の委託」に該当するとの見解が示されています。

【参考1】 印紙税法施行令

第26条 法別表第1第7号の定義の欄に規定する政令で定める契約書は、次に掲げる契約書とする。

- 1 特約店契約書その他名称のいかんを問わず、営業者(法別表第1第17号の非課税物件の欄に規定する営業を行う者をいう。)の間において、売買、売買の委託、運送、運送取扱い又は請負に関する2以上の取引を継続して行うため作成される契約書で、当該2以上の取引に共通して適用される取引条件のうち目的物の種類、取扱数量、単価、対価の支払方法、債務不履行の場合の損害賠償の方法又は再販売価格を定めるもの(電気又はガスの供給に関するものを除く。)
- 2 代理店契約書、業務委託契約書その他名称のいかんを問わず、売買に関する業務、金融機関の業務、保険募集の業務又は株式の発行若しくは名義書換えの事務を継続して委託するため作成される契約書で、委託される業務又は事務の範囲又は対価の支払方法を定めるもの

【参考2】 施行令第26条第1号に該当する契約書の要件 (国税庁 HP より)

次に掲げる5要件のすべてを満たす契約書は、施行令第26条第1号に該当して第7号の課税文書と判断されます。

- (1) 営業者の間における契約であること
- (2) 売買の委託、(中略)又は請負のいずれかの取引に関する契約であること
- (3) 2以上の取引を継続して行うための契約であること
- (4) 2以上の取引に共通して適用される取引条件のうち目的物の種類、取扱数量、単価、対価の支払方法、債務不履行の場合の損害賠償の方法又は再販売価格のうち1以上の事項を定める契約であること
- (5) 電気又はガスの供給に関する契約でないこと

【参考3】 施行令第26条第2号に該当する契約書の要件 (国税庁 HP より)

次に掲げる 2 つの要件を満たす契約書は、施行令第26条第2号に該当して第7号の課税文書と判断されます。

- (1) 売買に関する業務、(中略)を委託するために作成される契約書であること。
- (2) 継続して委託される業務又は事務の範囲又は対価の支払方法を定めるものであること。

【参考4】 印紙税額一覧表 (国税庁 HP)より

番号	文書の種類	印紙税額 (1通又は1冊につき)
第7号	継続的取引の基本となる契約書 (注)契約期間が3か月以内で、かつ更新の定めのないものは除きます。 (例)売買取引基本契約書、特約店契約書、代理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約定書など	4,000円

V 森林経営計画の施業の実施に関する基準について

1. 施業別実施基準

森林経営計画の施業の実施に関する基準は、市町村森林整備計画において定められている公益的機能別施業森林毎に森林法施行規則において規定されています。

(1) 植栽

- ① 市町村森林整備計画において、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とされている森林については、伐採後2年以内に植栽が計画されていること。
- ② それ以外の森林については、伐採後5年を経過して更新が図られていない場合、市町村森林整備計画に定められている方法により更新が図られるよう造林が計画されていること。

(2) 間伐

- ① 市町村森林整備計画において、「公益的機能別施業森林区域外」及び「公益的機能別施業森林」のうち、施業方法が、伐期の延長を推進すべき森林、長伐期施業を推進すべき森林とされている場合、市町村森林整備計画に定められる間伐の間隔により算出される面積以上が計画されていること。
(算出方法はⅥに記載)
- ② 市町村森林整備計画において、「公益的機能別施業森林」のうち、施業方法が、複層林施業を推進すべき森林、択伐による複層林施業を推進すべき森林に区分されている単層林にあつては、収量比数(Ry)が 0.85 以上の場合、収量比数(Ry)が 0.75 以下となるよう間伐が計画されていること。

(3) 主伐

- ① 市町村森林整備計画において、「択伐複層林施業森林」及び「特定広葉樹施業森林」以外の森林にあつては、伐採を計画している材積が、カメラルタキセ式で補正して得られる材積以下であること。
(算出方法はⅦに記載)
- ② 市町村森林整備計画において、「複層林施業を推進すべき森林」にあつては、伐採率及び伐採後の立木材積が基準の範囲内であること。
上記のほか、「森林経営計画運営要領」において伐区の形状が定められています。

2. 施業別実施基準一覧表

		公益的機能別施業森林区域					
		公益的機能別施業森林区域外	水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止・土壌保全、快適環境形成、保健文化機能維持増進森林			保健文化機能維持増進森林に限る
			伐期の延長を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	特定広葉樹育成施業を推進すべき森林
植 栽	主伐の実施後5年を経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽 【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林(人工林)→標準的な植栽本数を2年以内に植栽】						
間 伐 ※おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採	市町村森林整備計画に定められた間伐の間隔に従った間伐 $\left[\begin{array}{l} \text{標準伐期齢未満:15年に1回} \\ \text{標準伐期齢以上:25年に1回} \end{array} \right]$		【単層林である場合】 Ryが0.85以上の森林について、Ryが0.75以下となるよう間伐				
主 伐	伐採林齢	標準伐期齢以上	標準伐期齢+10以上	標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢として市町村森林整備計画において定められた林齢以上	標準伐期齢以上		
	伐採の方法	【皆伐を行う場合】 伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと 【運用】市町村長が地形・地質等を勘案して伐採面積を縮小する「伐採面積の縮小を行うべき森林」にあつては、市町村長が10haを下限として定める面積を超えないこと			伐採率30%以下の択伐 【伐採後の造林を人工植栽による場合】 伐採率40%以下の択伐		
		【伐採後の造林を人工植栽による場合又は市町村森林整備計画に定めるぼう芽更新が可能な場合の方法以外の方法による場合】 伐採率70%以下の伐採		伐採率70%以下の伐採			
	伐採立木材積	伐採材積が年間成長量(カメラルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下 【木材生産機能維持増進森林の場合】 伐採材積が年間成長量(カメラルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積の100分の120以下		標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること 立木材積:下層木を除いてRy0.75以上 伐採材積:Ry0.65以下となるよう伐採	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること 【特定広葉樹】 標準伐期齢における立木材積が確保されていること 【それ以外の一般樹種】 年間成長量に5を乗じて得た材積を、特定広葉樹が標準伐期齢に達した時の立木材積の1/2を超える立木材積で補正した材積以上		

